### 実施方針等に関する個別対話結果

### 1 本書の構成

本書で示す内容は以下のとおりであり、次頁以降を参照すること。

- (1) 25mプールについて
- (2) 新体育館及び屋内競技用プールの一体整備について
- (3) 本件施設の建築面積の上限について
- (4) メインアリーナ長辺方向の移動観客席について
- (5) 弓道場における遠的・近的の兼用について
- (6) 通り抜け型乗降場について
- (7) 既存園路の活用について
- (8) 資料 15 の A 部の形状について
- (9) 資料 15 及び資料 25 における動線の考え方について
- (10) 資料 15 の C 部について
- (11) 資料 23 のクリアランスについて
- (12) 資料 26 における要求水準について
- (13)キャッシュレス決済について
- (14) コンビニの定義について
- (15) 附属プールの通年利用に係る要求及び費用負担について
- (16)確認申請先について
- (17)解体工事に伴う植栽の撤去範囲について

# (1) **25**mプールについて

# ア 対話内容

参加者	・25mプールの水深について、「水深は1.35m以上とすること。なお、可動 床の導入は認めないものとする」とあるが、意図を教えていただきた
	い。 ・25mプールについて、可動床が不可の場合、利用者の年齢・障がいの有無
	にかかわらず利用しやすい施設とするため 25m プールの水深を再考いた だきたい。
姫路市	・もともとの趣旨は、AA の公認取得を目指すなかで、競技面においては、
	練習施設であっても今後 1.35mを求められるだろうと考え、原案として
	いた。
	・可動床は費用対効果を考え、不要としている。

要求水準書の	・25mプールの水深は「1.2m以上」とする。
補足・変更内容	・25mプールに可動床を導入する提案は不可とする。

### (2) 新体育館及び屋内競技用プールの一体整備について

#### ア 対話内容

参加者	・新体育館と屋内競技用プールは一体的に整備する提案は可能か。
	・諸室の兼用について、許容される範囲を示していただきたい。
	・一体整備の提案は可能である。ただし、新体育館、屋内競技用プール及
	び附属プール内の各諸室は明確に区分ができるよう、計画すること。
	・一体整備として許容できる範囲は、利用者にとって便利であれば、新体
姫路市	育館の範囲であると明確に示せる場合に限り、プール側に新体育館の諸
	室を整備することは可能である。
	・諸室の兼用について、例えば、20室要求しているものを兼用するから10
	室にする、という提案は不可とする。
	・また300㎡要求している諸室に対し、新体育館及び屋内競技用プールそ
	れぞれに 150 ㎡ずつ整備する提案も不可とする。
	・新体育館と屋内競技用プールにおいて、機能の組み換えは不可とする。

#### イ 対応方針

1 ハイルロ・フューエー	
要求水準書の 補足・変更内容	・諸室の兼用、活用の考え方は以下を参照すること。
	・新体育館及び屋内競技用プールを一体整備とする場合は下図の考え方を
	遵守の上、提案すること。なお、下図は要求水準を補足するものであ
	り、姫路市の評価の考え方を表すものではなく、かつ提案の詳細を制限
	するものではない。

#### ■諸室の兼用

→要求水準書で規定する諸室のうち、「共用部、事業者専有諸室、その他諸室」は新体育館と 屋内競技用プールとで兼用することを可とする。

#### ■諸室の活用

→新体育館と屋内競技用プールとで、諸室に空きがある状態において、提案によって互いの諸 室を活用しあうことは可能である。

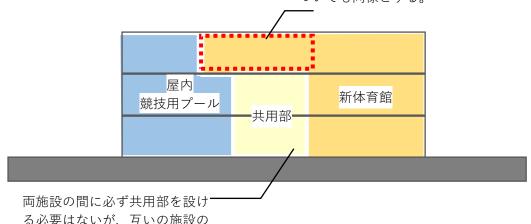
(例:屋内競技用プールにおいて大会を開催する際、新体育館の諸室を活用する。)

諸室の活用のため、互いの諸室を近接して設ける等の提案も可とするが、後述する「一体整備の考え方」を遵守すること。

#### ■一体整備の考え方

諸室の「活用」のために、新体育館の要求諸室を屋内競技用プール側に設けることは可とする。ただし、動線として、「新体育館から活用できない」という提案は不可とする。また、屋内競技用プールの要求諸室を新体育館側に設けることも可とし、動線の考え方についても同様とする。

両施設の間に必ず共用部を設け



両施設の間に必ず共用部を設ける必要はないが、互いの施設の 範囲を明確に示せるようにする こと。

#### 図(2)-1: 一体整備の考え方(断面イメージ)

る必要はないが、互いの施設の 範囲を明確に示せるようにする こと。 屋内 競技用プール

図(2)-2: 一体整備の考え方(平面イメージ)

# (3) 本件施設の建築面積の上限について

### ア 対話内容

参加者	・建築面積は多少 18,300 ㎡を超えることができるのか、教えていただきた
	٧٠ <sub>°</sub>
	・建築面積の上限に係る法的な根拠及び手柄山中央公園の構造物のうち、
	建ぺい率の対象建物等を教えていただきたい。
姫路市	・建築面積の上限は手柄山中央公園全体の計画を踏まえ、設定している。
	・建築面積の上限や建ペい率算出対象となる対象建物等の考え方は、市で
	も改めて考え方を整理し、回答するものとする。

要求水準書の 補足・変更内容	・建築面積の上限は、19,800 m²とする。
	・建ぺい率算定に係る建築面積の考え方については、建築基準法(昭和 25
	年法律第 201 号)によるものとする。

# (4) メインアリーナ長辺方向の移動観客席について

# ア 対話内容

参加者	・メインアリーナの長辺方向において、器具庫出入り口はセミオートに限
	定すると諸室配置に影響がでるため、要求を緩和いただきたい。
	・移動観客席の仕様について、セミオート又は手動の区分は柔軟に提案で
	きるようにしていただきたい。
姫路市	・移動観客席の仕様は新体育館の PR にも繋がる内容でもあるため、移動観
	客席のメインはセミオートであることが示せる提案としていただきた
	٧١ <sub>°</sub>
	・長辺方向の要求についてはご意見を踏まえ、検討する。

イ 対応方針	
要求水準書の 補足・変更内容	・要求水準を下線部のとおり変更する。
	■第2章/3/(2)/エ/(ア)/b/(d)
	観客席は、5,000 席以上とすること。なお、席数の内訳は、固定観客席
	を 3,000 席程度、残りをメインアリーナフロアレベルの移動観客席とし、
	内訳は提案によるものとする。移動観客席については、背座面を固定観
	客席より上質な仕様とし、メインアリーナフロアの長辺方向はセミオー
	ト式、短辺方向の仕様は提案に委ねるものとする。
	ただし、長辺方向のうち、器具庫の出入口等、本件施設の効率的・効果
	的な運営のため必要と認められる箇所においてはセミオート式以外を提
	案できるものとする。

# (5) 弓道場における遠的・近的の兼用について

# ア 対話内容

参加者	<ul><li>・弓道場について、多目的の意図はわかるが遠的に合わせ整備してしまう</li></ul>
	と、近的に利用している際に遠的の矢道が活用できないため、もったい
	ない。
	・近的、遠的を分けて提案しても良いか。
姫路市	・近的、遠的を分ける提案は可とする。
	・分けた場合は遠的に合わせた射場を設けてもかまわない。
	・遠的、近的を分けて提案する場合、大会運営に配慮した板間とするこ
	と。
	・近的・遠的を併用する場合、分けた場合のどちらにおいても、更衣室は
	近的、遠的で兼用して良い。

1 7/17/0:23 21	
要求水準書の 補足・変更内容	・要求水準を下線部のとおり変更する。
	■第2章 / 2 / (8) / ア / (ア)/ 弓道場
	遠的 6 人立ち、近的 10 人立ち (近的・遠的併用も可とする) が可能な
	弓道場とすること。
	■第2章/3/(2)/エ/(ア)/i/(b)
	可動式的場を採用 <u>する等、近的場と遠的場を併用できる計画も可とす</u>
	<u>る。</u> なお、可動式的場の構造等は提案による。

### (6) 通り抜け型乗降場について

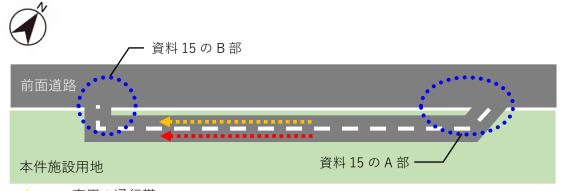
#### ア 対話内容

参加者	・ 通り抜け型乗降場は、要求水準を遵守の上、縦列を2列としても良いか。 ・ 提案により、一時停車台数を増減させることは可能か。
姫路市	・2列は可とするが、通行帯を専用で設け、十分な安全対策を行うこと。 ・2列とする場合は、歩行者のための安全帯を設けること。 ・一時停車台数は、通り抜け型乗降場の形状に寄らず12台以上とすること。

#### イ 対応方針

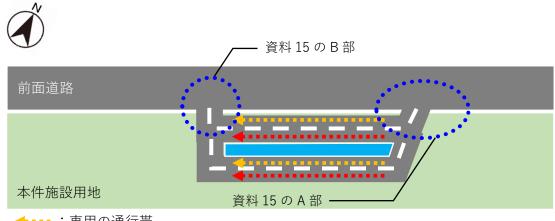
要求	水準書の
補足	• 変更内容

・通り抜け型乗降場は下図の形状を認めるものとする。なお、下図は要求 水準を補足するものであり、姫路市の評価の考え方を表すものではな く、かつ提案の詳細を制限するものではない。



◆・・・: 専用の通行帯◆・・・: 一時停車帯

図(6)-1:通り抜け型乗降場の形状(1列の場合)



→・・・・: 専用の通行帯→・・・・: 一時停車帯

----:歩行者のための安全帯

図(6)-2:通り抜け型乗降場の形状(2列の場合)

# (7) 既存園路の活用について

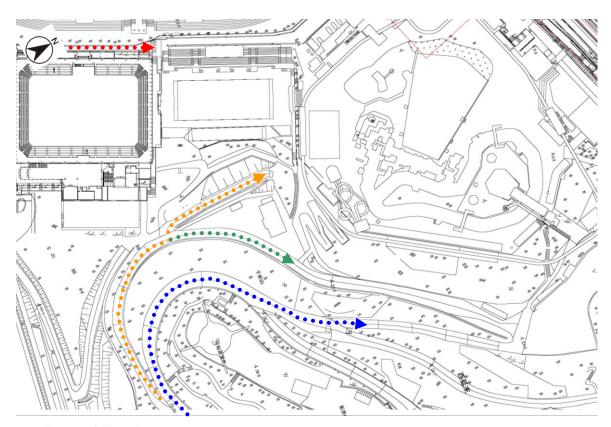
### ア 対話内容

	・既存園路を工事車両動線として活用したい。
参加者	・既存園路をイベント時の搬入車両動線として活用したい。
	・既存園路を管理者の車両動線として活用したい。
姫路市	・現在の公園管理事務所手前付近より下る園路は、工事期間中において小
	型車両は可とすることを検討している。
	・既存園路をイベント時の搬入車両動線として活用することについては検
	討のうえ、後日回答する。
	・既存園路を管理者の車両動線として活用することは不可とする。

### イ 対応方針

要求	水準書の
補足・	変更内容

・既存園路の活用は、下図のとおりとする。なお、管理者の車両動線としての活用は不可とする。



••• → : 工事期間中利用不可

・・・→ : 工事期間中のみ利用可能・・・ → : 工事期間中のみ利用可能

••• > : 工事期間中及びイベントの搬出入車両動線として利用可

・必要に応じて、上図動線を車両動線として活用する場合は、事前に市と協議の上、事業者の責任において十分な安全対策を行うこと。

### (8) 資料 15 の A 部の形状について

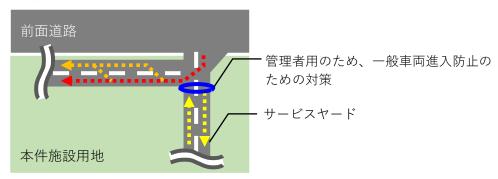
#### ア 対話内容

参加者	・資料 15 の A 部において、サービスヤードに進入する管理車両と乗降場に
	進入する一般車両の交錯への対策は提案によるものか。
姫路市	・一般車両と管理車両の交錯は対策を求めたい。
	・ご指摘の点は市の考え方を整理し、結果を公表する。

#### イ 対応方針

要求水準書の 補足・変更内容 ・資料 15 の A 部の形状は、以下の形状を参考に、一般車両と管理車両の交 錯への対策も含め提案すること。なお、下図は要求水準を補足するもの であり、提案の詳細を制限するものではない。

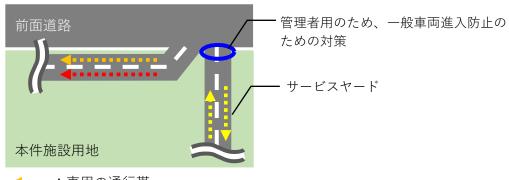




・・・・: 専用の通行帯・・・・・: 一時停車帯

図(8)-1:資料 15 の A 部の形状例①





・・・・: 専用の通行帯・・・・・: 一時停車帯

図(8)-2:資料15のA部の形状例②

- ・図(8)-1は、通り抜け型乗降場の入り口とサービスヤードの出入口が同じ場合を示している。
- ・図(8)-2は、通り抜け型乗降場の入り口とサービスヤードの出入口を分ける場合を示している。

・図(8)-2 を採用する場合は、通り抜け型乗降場の入り口とサービスヤードの出入口との距離を離すことができるが、資料 15 における A 部の位置は資料 15 に示す凡例位置を大きく逸脱しないこと。

### (9) 資料 15 及び資料 25 における動線の考え方について

#### ア 対話内容

	・平時において、資料 15 及び資料 25 に規定されるサービスヤードの動線
参加者	の考え方は、資料 15 の A 部から進入し、新体育館及び屋内競技用プール
	のバックヤードを経由後、B部に接続することは可能か。
	・広域防災拠点として機能する際、資料 15 の A 部から進入し、資料 15 の B
	部に接続する動線は、屋内競技用プールの JR 新駅側や屋内競技用プール
	の前面道路側(通り抜け型乗降場と並走する)提案は可能か。
姫路市	・平時において、資料 15 の A 部から進入し、新体育館及び屋内競技用プー
	ルのバックヤードを経由後、B部に接続することは不可とする。
	・広域防災拠点として機能する際、資料 15 の B 部に接続する動線は、屋内
	競技用プールの JR 新駅側に構築することは可能である。
	・サービスヤードにおいて、広域防災拠点として機能する際に必要な新体
	育館のバックヤードから資料 15 の B 部までの動線において、一部対面走
	行区間を設ける場合は、走行方向に対し2車線確保する(対面走行区間
	においては計4車線)条件を遵守のうえ、対面走行区間においては中央
	分離帯を設ける等、適切な安全対策を行うこと。

#### イ 対応方針

要求	水準書の
補足	• 変更内容

・広域防災拠点として機能する際の資料 15 の A 部から B 部のまでの動線 は、以下の形状を参考に含め提案すること。なお、下図は要求水準を補 足するものであり、姫路市の評価の考え方を表すものではなく、かつ提 案の詳細を制限するものではない。

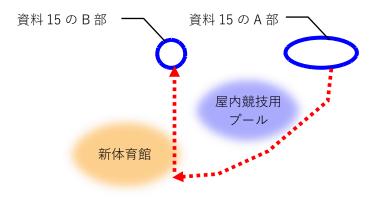
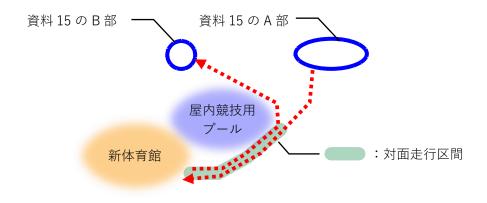


図 (9) -1: 広域防災拠点として機能する際の動線例①



図(9)-2:広域防災拠点として機能する際の動線例②

・図(9)-2の対面走行区間は短い程良い。

### (10) 資料 15 の C 部について

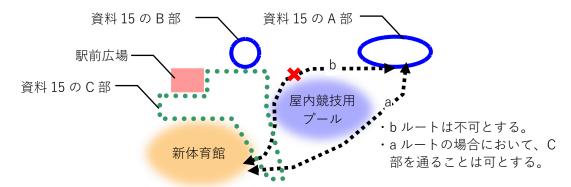
#### ア 対話内容

	・資料 15 に示される C 部内に、搬出入のための車両寄せを有する部分でな
参加者	ければ、機械室や倉庫等を設けても問題ないか。
	・ 資料 15 に示される C 部内を管理車両や広域防災拠点として機能する際の
	車両が走行することは可能か。
	・ 資料 15 に示す C 部は、資料 10 のゾーニングイメージを前提にした範囲
	であり、事業者の提案によって変容する範囲となる。そのため、資料 15
	に示すC部は概念であって、絶対的な範囲ではない。あくまでも前面道
	路に近接して「交通施設」となるバックヤードやロータリー等を設ける
4m n/2 →	ことを禁止するための要求である。
姫路市	・そのため、搬出入のための車両寄せを有する部分でなければ、機械室や
	倉庫等を設けても問題ない。
	・また、C部内を管理車両や広域防災拠点として機能する際の車両が走行す
	ることは可能である。ただし、管理車両動線については資料 15 に示す A
	部から進入し、A部から出る原則を遵守すること。

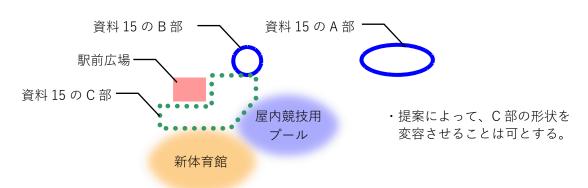
#### イ 対応方針

要求水準書の 補足・変更内容

- ・上記の姫路市に回答によって要求水準の修正は行わない。
- ・上記の姫路市回答を参考に、提案を行うこと。なお、参考として姫路市 回答を補足する図を以下に示す。



図(10)-1: 資料 15 に示す 0 部の考え方①



図(10)-2: 広資料 15 に示す C 部の考え方②

# (11) 資料 23 のクリアランスについて

# ア 対話内容

	・資料23のクリアランスは提案したいため、参考扱いとしていただきた
参加者	٧٠°
	・資料 23 のクリアランスの意図を教えていただきたい。
	・資料 23 のクリアランスは安全確保、大会時等におけるチームベンチや審
姫路市	判員席、得点表等の配置を考慮して設定している。
	・クリアランスに関する扱いは検討のうえ、後日回答する。

要求水準書の	・資料23のクリアランスは姫路市の趣旨、及び要求水準として求めている
補足・変更内容	各種公式大会に対応できることを前提に、参考扱いとする。

# (12) 資料 26 における要求水準について

# ア 対話内容

	・資料 26 において「青点線、青実線は原則本件施設の利用時間内のみ開放
参加者	とする。」とあるが、連絡通路の開放時間は提案したいため、見直しをお
	願いしたい。
姫路市	・資料 26 において、要望にある要求水準は、事業者の運営業務、維持管理
	業務に配慮した要求であった。

要求水準書の	・資料 26 における連絡通路(青点線)の開放時間・ルート・閉鎖方法等の
補足・変更内容	セキュリティの考え方は提案に委ねるものとする。

# (13) キャッシュレス決済について

# ア 対話内容

参加者	・ 予約と決済が連動し利用者の利便性向上を図る意味でも独自の予約シス
	テム整備の提案を認めていただきたい。
	<ul><li>予約時ではなく、現地でのQRコード決済等のオンライン決済は可能</li></ul>
	か。
姫路市	<ul><li>予約システムは市のシステムを活用していただきたい。オンライン決済</li></ul>
	等、近年の状況に対応しなければならないと考えているが、現状、市の
	システムは対応していない。
	・独自のオンライン決済の提案は、市との調整を前提に提案いただきた
	٧٠°
	・現地決済時におけるキャッシュレス決済については、後日回答を公表す
	る。

要求水準書の	・ 現地決済時におけるキャッシュレス決済は可とする。
補足•変更内容	

# (14) コンビニエンスストアの定義について

# ア 対話内容

	・コンビニエンスストアの誘致は困難を極めている。例えば、ドラッグス
参加者	トアを可とするなどコンビニエンスストアの業態の解釈を広げていただ
	きたい。
	・コンビニエンスストアでのたばこ販売を認めていただきたい。
	・コンビニエンスストア、飲食店を要求する目的は、手柄山中央公園周辺
	は多くの公共施設等を抱えながら、飲食店等がなく、公園としてのサー
	ビスを充実させること、スポーツ施設利用者・公園利用者の利便性向上
4m n/2	を図ることにある。
が	・コンビニエンスストアの業態について、一般的なコンビニエンスストア
	が提供する商品を包括するものであれば、ドラッグストアも認める方針
	である。
	・コンビニエンスストアにおけるたばこの販売は後日回答を公表する。

要求水準書の	・コンビニエンスストアの業態について、一般的なコンビニエンスストア
	が提供する商品を包括するものであれば、ドラッグストアも認める。
補足・変更内容	・コンビニエンスストアやドラッグストアでのたばこの販売は可とする。

# (15) 附属プールの通年利用に係る要求及び費用負担について

# ア 対話内容

参加者	・多目的広場の年間を通じた活用提案は必須であると質問回答で示されて
	いるが、附属プールにおいても年間を通じた活用方法として、冬季に附
	属プールを別の用途に転用して使用する場合の設備・備品等は、サービ
	ス購入料に含まれるのか。
	・附属プール及び多目的広場の設置目的(スポーツ振興、公園利用の促
姫路市	進)に則した活用方法であれば、附属プール用地において年間を通じた
	活用に必要な備品・設備はサービス購入料の対象内である。

要求水準書の 補足・変更内容	・附属プール及び多目的広場の設置目的(スポーツ振興、公園利用の促
	進)に則した活用方法であれば、附属プール用地において年間を通じた
	活用に必要な備品・設備はサービス購入料の対象内とする。

# (16) 建築確認申請先について

### ア 対話内容

参加者	・円滑な事業遂行のため、建築確認申請の申請先を民間とすることを認め	
	ていただきたい。	
姫路市	・検討の上、後日回答を公表する。	

要求水準書の	・建築確認申請の申請先を民間とすることは可とする。
	・要求水準書を下線部のとおり修正する。
	■第3章 / 2 / (8) / イ/ (ア)
補足・変更内容	事業者は、設計・建設業務等に伴う各種申請の手続を事業スケジュールに
	支障がないよう、適切な時期に実施すること。なお、「建築基準法」に基づ
	く建築確認申請の申請先は特に制限しないものとする。

# (17) 解体工事に伴う植栽の撤去範囲について

### ア 対話内容

	・「解体対象物の撤去のために樹木を撤去する必要がある場合は撤去」「不
参加者	要な植栽等は全て市にて撤去」とありますが、引渡し時の既存樹木につ
	いては、各社の前提条件を統一するためにも開示いただきたい。
姫路市	・公表できるものは公表できるよう調整のうえ、後日回答を公表する。

#### イ 対応方針

要求水準書の 補足・変更内容

- ・本書、次頁以降に本書公表時点の情報を示す。
- ・ あくまで計画図であり、解体工事の状況により変更となる可能性がある。

### ■伐採・撤去リスト(対象は次頁のとおり)

番号	名 称	形状・寸法	数・面積
1	カイツカイブキ	枝張り2.0 H2.5 幹径0.20	16本
2	シャリンパイ	枝張り0.5 HO.5	14m²
3-1	ヒラドツツジ	枝張り0.5 HO.5	31 m²
3-2	ヒラドツツジ	枝張り0.5 HO.5	22 m²
3-3	ヒラドツツジ	枝張り0.5 HO.5	30 m²
3-4	ヒラドツツジ	枝張り0.5 HO.5	18m²
4	カナリーヤシ	枝張り3.0 H5.0 幹径0.80	1本
5	マツ	枝張り3.0 H4.0 幹径0.20	2本
6	ゴールドクレスト	枝張り1.0 H3.0 幹径0.20	5本
7	プリベット	枝張り2.0 H3.0 幹径0.10	46. 5m²
8	サツキ	枝張り0.8 H1.0	43.5m²
9-1	ヒラドツツジ	枝張り0.8 H1.0	20. 5m²
9-2	ヒラドツツジ	枝張り0.8 H1.0	156m²
10	シャリンパイ	枝張り0.8 H1.0	29.5m²
11	マメツゲ	枝張り0.5 HO.6	15m²
12	トウジュロ	枝張り1.0 H3.5 幹径0.10	2本
13	カナリーヤシ	枝張り1.5 H4.5 幹径0.60	6本
14-1	プリベット	枝張り0.8 H0.8	8. 5m²
14-2	プリベット	枝張り0.8 H0.8	5. 0m²
14-3	プリベット	枝張り0.8 H0.8	3. 0m²
15	トウジュロ	枝張り0.8 H4.0 幹径0.10	2本
16	ゴールドクレスト	枝張り1.0 H2.5 幹径0.10	8本
17	サンゴジュ	枝張り1.0 H2.0 幹径0.15	8本
18	ヒラドツツジ	枝張り1.0 H1.0	1. 5m²
19	プリベット、 ヒラドツツジ混在	枝張り0.6 H0.6	435本
20	ゴールドクレスト	枝張り0.8 H1.5 幹径0.08	66本

番号	名 称	形状・寸法	数・面積
21-1	ヒラドツツジ	枝張り1.0 H1.0	114m²
21-2	ヒラドツツジ	枝張り1.0 H1.0	111m²
21-3	ヒラドツツジ	枝張り1.0 H1.0	59. 5m²
21-4	ヒラドツツジ	枝張り1.0 H1.0	153m²
21-5	ヒラドツツジ	枝張り1.0 H1.0	617. 5m²
21-6	ヒラドツツジ	枝張り1.0 H1.0	34. 5m²
22	クロガネモチ	枝張り1.0 H2.5 幹径0.10	8本
23	ソメイヨシノ	枝張り3.0 H5.0 幹径0.60	1本
24	カイツカイブキ	枝張り2.0 H4.0 幹径0.20	1本
25	クロガネモチ	枝張り3.0 H3.5 幹径0.30	1本
26	ヒラドツツジ	枝張り0.6 H0.6	547. 5m²
27-1	広範囲 樹木密集 (樹種混在)	H5.0以上	2, 089 m²
27-2	広範囲 樹木密集 (樹種混在)	H5. 0以上	39 m²
28	ヒラドツツジ	枝張り0.6 H0.6	8m²
29	クロガネモチ	枝張り1.5 H3.0 幹径0.10	1本
30-1	広範囲 樹木密集 (樹種混在)	H5.0以上	1, 674m²
30-2	広範囲 樹木密集 (樹種混在)	H5. 0以上	54 m²
30-3	広範囲 樹木密集 (樹種混在)	H5. 0以上	42. 5m²
30-4	広範囲 樹木密集 (樹種混在)	H5.0以上	91.5m²
31	ヒラドツツジ	枝張り1.0 H1.0	25. 5m²
32	ヒラドツツジ	枝張り1.0 H1.0	19. 5m²
33	ソメイヨシノ	枝張り3.0 H5.0 幹径0.5	1本
34	アラカシ	枝張り3.0 H5.0 幹径0.3	6本
35	広範囲 樹木密集 (樹種混在)	H5. 0以上	123m²
36	ヒラドツツジ	枝張り1.0 H1.0	24. 5m²
		•	

